

熊野三山の庵主・本願寺院と願職比丘尼

——新宮神倉本願妙心寺文書の一、二の検討をふまえて——

豊 島 修

はじめに

今から三〇年ほど前に、和歌山県新宮市新宮の妙心寺に所蔵される古文書や仏像、開基尼上人像などの調査に赴いたことがある。それは紀伊国の第一級の地誌『紀伊続風土記』（天保一〇年、新宮の条）に、「道の本願」「橋の本願」という記載があり、この「道の本願」「橋の本願」の実態を妙心寺文書から検討するためであった。その成果は学術誌に報告したが^①、さらに妙心寺は「御燈祭」（正月の修正会の火祭り行事、現二月六日）の行われる神倉山（標高二二〇メートル）の登り口にあつて、一七世紀中ごろ以降の文芸作品に見える熊野比丘尼・熊野願職比丘尼の本寺の

一つであったことも、妙心寺文書から明らかになった。その後も筆者は、熊野三山に存在した庵主・本願寺院とその周辺の本願に注目したが、そこには残された課題も多い。そうした熊野三山の庵主・本願寺院や新宮神倉本願妙心寺の研究において、近年は新出史料の発見とその諸史料の分析^②から、三山の庵主・本願寺院の歴史、組織、職掌などの問題が大いに進展している。小稿では、こうした近年の研究成果をふまえて、熊野三山の庵主・本願寺院とは別個に存在した新宮神倉本願妙心寺に纏わる一、二の問題について、若干の新史料を用いながら再考することにした。

一 熊野三山の庵主・本願寺院とその職掌

まず新宮神倉本願妙心寺に纏わる問題を考える前に、熊野三山の庵主・本願寺院の様相について概観しておきたい。

熊野三山の庵主・本願寺院というのは、本宮・新宮・那智の熊野三山に設けられた本願所（勸進所）の集合体としての寺院をいう。すなわち本願は三山に存在した社家や衆徒、行人、承仕などとは異なる一階級をなし、その職掌も「諸国之熊野比丘尼、山伏連送之願物を以、神社仏閣之破損を繕い、灯明を燃し申役目^④」とか、「社堂御建立、御再興、御修復三段之目録并絵図指図等之記録、本願中ニ致所持来候^⑤」などと見えるように、近世前期ごろまでは熊野三山の社殿・堂塔、道・橋その他の建立・修復のために、その経費を集める勸進の権利をもっていた。さらに三山の社殿の灯明や供花のほか、年中行事の諸役もつとめていた。時代は下るが延享元年（一七四四）四月、那智山七本願（本願中）と社家との社務相論について、公儀の寺社奉行所がこの公事を吟味した訴訟文書的一条にも、「宮社修理之儀者本願之主役たるによって、破損有之節者本願より願出度之旨^⑥」という那智本願側からの訴えがあった。これも那智本願が、もともと一山の「宮社修理」に携わっていた

伝統を主張したものと考えられる。右にふれた熊野那智山の本願寺院（本願中）が、社殿の建立・再興・修復の目録・絵図類を所持してきたというのも、このような熊野本願寺院の職掌を把握してはじめて理解できるのである。

つぎに注意したいのは、熊野三山の本願寺院が「熊野願」「熊野願職」、すなわち「人びとに勸進し、願物を熊野に郵送する職務」を熊野山伏・熊野比丘尼に与えて支配していた事実である。つぎの史料は、浅井了意の著『東海道名所記』（万治二年（一六五九）以降の刊行）に見える、熊野比丘尼に関するよく知られた一節である。

（上略） 一つのころか比丘尼の伊勢、熊野にまうで、行をつとめしに、その弟子みな伊勢、熊野にまいる。

この故に熊野比丘尼と名づく。（中略） 又熊野の絵と名づけて、地ごく極楽すべての六道のあり様を絵にかきて、絵ときをいたし。（中略） 一つの間にか、となへうしなふて、くま野、伊勢にはまいれども、行をもせず、戒をやぶり、絵ときをもしらず哥をかんようとす。（後略）

と、一七世紀中ごろの文芸作品に、かつて熊野比丘尼が絵解きを行っていたことが記されている。ここに見えるように熊野比丘尼は、本来「熊野にまうで」て修行し、そこで

得た「地ごく極楽」の六道を描いた「熊野の絵」を用いて絵解きを行っていた。これが「地獄絵」といわれた「熊野観心十界曼荼羅」を指し、熊野比丘尼はこの「熊野観心十界曼荼羅」や「熊野那智参詣曼荼羅」の絵解き唱導を通して、女性を主な信仰対象とする宗教的・経済的行為に勸進活動を行っていたのである。つまり一七世紀中ごろ以前まで、熊野比丘尼は熊野三山や新宮神倉山などの聖地に登山して修行を行い、庵主・本願という寺院組織体から「熊野願職」(勸進職)の権利を与えられた願職比丘尼であったといえよう。それは熊野山伏も同様で、「熊野願職」の権利を与えられた熊野比丘尼・熊野山伏は、一山の勸進に応じて諸国を遊行あるいは定着し、その地域の人びとに勸進させて、結縁した人びとから提供された願物(米・金銭)を得、その願物を熊野三山に運送して、一山の堂塔・社殿の修造その他に充てていた。しかし一七世紀中ごろには「くま野、伊勢にはまいれども、行をもせず、戒をやぶり、絵ときをもしらず哥をかんようとす」(『東海道名所記』)という状況下であり、しだいに熊野比丘尼・熊野山伏の様相が変容していくことは後にふれたい。

このような熊野三山の本願寺院(「本願中」)は、近世初期ごろに「九本願」として本願仲間を形成して、お互いが

協議しながら「本願職」を遂行していた。それが本宮神社にいた本宮庵主、新宮早玉神社の新宮庵主、および那智山の御前庵主・滝庵主・那智阿弥・大禪院・理性院・補陀落山寺・阿弥陀寺をくわえた、計九ヶ寺院である。この場合、熊野三山の本願「九カ寺」の組織化の時期とその要因が問題である。そのうち前者の問題については、近年「熊野三山本願中」という記載が史料上に見えることなどを材料として、一六世紀末から一七世紀初頭ごろという見解が提示され、一応の目安ができたが、さらにその妥当性を検討しなければならない。

それはともかく近世前期ごろの熊野三山に存在した「九本願」寺院は、「三山庵主」と称された本宮庵主・新宮庵主・那智山御前庵主が、一山の本願寺院を統括し、その頂点に新宮庵主がいたのが特徴である。その史的要因が問われるが、いまは史料的に不詳といわざるをえない。ただ新宮庵主の権限については多大なものがあり、さまざまな「免許権」や「得分」を有していた。その一例は、諸国に散在する願職の熊野山伏・熊野比丘尼に対して種々の許状を出していたことである。すなわち熊野願職比丘尼が「大姉号」を、また山伏が「院号」を願い出たとき、「新宮寺号」で出してよいという史料がある。新宮庵主はその謝礼

として奉納銀などを受納する慣例であった。このほか熊野「登山年功」を積んだ比丘尼・山伏に対して、新宮庵主のみが「熊野先達并装束」を許容し、他の霊山（聖地）では免許しないという慣例もあった。しかもこの慣例は、すでに貞享年中（一六八四～八八）に「新宮谷那智山寺付比丘尼山伏江免許之古例」があったというから、少なくとも一七世紀中期以前から行われたものと考えてよく、事実はおそらく早い時期に遡るであろうと思う。

特に新宮庵主が「願職」を与えた熊野山伏・熊野比丘尼に「熊野先達」号を許容していた事実は驚かされる。それは本来、修験道の当山・本山両派が行うべき所業を、熊野新宮の庵主寺院が行っていたのであるから。その背景には、熊野三山の本願寺院が修験道を兼帯していたこと、さらに熊野内外において、「願職」を許された熊野山伏・熊野比丘尼と「願職」をもたない修験山伏や比丘尼たちとの間で、職掌についての争いが起こっていたことが指摘される¹³。延宝三年（一六七五）の『寺社奉行熊野三山本願所住職定書写』¹⁴（三条）は、公儀がこの問題を打開する目的で出した定書である。その第一条に、「熊野三山本願所住職之輩、如前々偏可勤願職、不可兼修験道事」とあるのは、もともとと修験道と深い関わりを有していた本願所住職のあり方を

中止させ、本願所としてのあるべき役職・機能を専念させる意図があったからであろう。つまり願職と修験道との区別化がはかられ、以後は願職のみを守らせようとしたのである。しかしこの公儀の裁定を受け、「願職一遍」を守るよりも修験道に専念した事例があることなどは、公儀の意図がどこまで貫徹したかはなほ疑問である。この願職兼帯の職分については、宝永四年（一七〇七）一〇月の「定書」¹⁵でも確認されているが、熊野の内外において、両者の職務に関する混乱と争論は決してなくならなかったらしい。そのため今後も熊野三山のみならず、各藩領下の地域で両者の職務に関する動向を、史料の上で確認する作業がもとめられている。

二 熊野新宮神倉本願の「人別改め帳」

以上は熊野三山の本願所（寺院）の推移や組織、願職と修験道との問題などを概観したが、つぎに新宮神倉神社にはこれら三山の熊野庵主・本願寺院とは別個の本願組織が存在したことにふれたい。

神倉神社は、中世には熊野早玉神社の摂社として存在し、近世には熊野早玉神社の「社僧中」とよばれた寺中山伏が支配していた。この寺中山伏というのは、前記『紀伊続風

「土記」によると、一五人の社僧から一〇日の加行をつとめ、行人とよばれた四人の神倉兼勤清僧が奉仕していた。慶安三年(一六五〇)一月、新宮庵主行算の代に記された『三方』^⑩には、寺中一和尚の本山派定正院のほか、修験道の当山派飯道寺の岩本袈裟筋として一〇名、および梅本袈裟筋一三名が列記され、このうち岩本袈裟筋下の南蔵坊が山門で灌頂をうけ神倉清僧になっているので、その由来は少なくとも一七世紀初期以前にもとめられる。その背景には、近世初期ごろ熊野新宮には天台宗系修験の本山派や当山派の勢力が流入し、混在していたこと、寺中山伏と本願山伏の役割の不明確化と袈裟筋の混乱などが指摘される^⑪。その後新宮本願に進出した飯道寺山伏が新宮の当山派修験を掌握していったらしい。これはまた、中世末期以来、神倉神社に存在した当山派修験の神倉聖が山門の加行・灌頂をうけて清僧化していく過程でもあった。

この神倉清僧(四人)の下に神倉本願がいた。それは新宮「庵主願下ノ本願」^⑫といわれる寺院・院坊で、比丘尼寺の妙心寺のほか、華嚴院、宝積院、三学院の三カ本願をふくむ一〇カ院坊から構成されていた。そのうち本願妙心寺は「中の地藏本願」といい、神倉山の中腹にある地藏堂の修復、勧進を受け持つ比丘尼寺の本願であり、近世には他

の神倉三カ本願を統率する地位にあった。このほか華嚴院(金蔵坊)は冒頭にふれた「道の本願」であり、宝積院は「橋の本願」といい、三学院は「曼荼羅堂(一名大黒堂)の本願」という職能をそれぞれ有した山伏たちであった。その成立時期については、いづれも「享禄年中神蔵経営之比合本願を申請、称し来り申し候」という伝承があることから、少なくとも一五世紀初期ごろには神倉本願職を許容されていたことが推測される。そして彼ら本願はいずれも修理・修復の対象となる個々の堂社を管轄し、神倉参道やその他の管理、道や橋の造営・修理などに携さわる職務をつとめていたのである。

ところで近年、一七世紀中ごろの神倉本願の人別改めに関する史料が発見され、この史料の分析によって、当時の神倉本願の内部構造と実態をうかがうことができる。すでに本史料は若干検討されているが、さらに問題の本質を考えるために、必要部分を適宜抽出して検討することにした。い。

まず本史料は「人御改ニ付比丘尼山伏一札之事」とあり、寛文五年(一六六五)年巳二月九日に、神倉本願寺院・坊である金蔵坊以下一〇寺・院坊が署名・捺印のうえ、新宮「庵主法印」宛に提出したものである。それを同七年に、

新宮庵主法印行家が新宮奉行所へ提出(写)したことも奥書から知られる。つぎに本史料の記載の仕方を見ると、冒頭に「一 明王院 年式拾一生国新宮 同弟子発意 年拾四年生国伊勢大湊三年以前二参」とあり、まず神倉本願寺院・坊名、そして当時の住職の年齢と出身地、同弟子の名前、その年齢と出身地、入寺の年などを記述する内容である。これによって一七世紀中ごろ、新宮庵主行家に掌握されていた神倉本願の規模と実態を知ることができる。因みに本史料に書き上げられた「新宮在ノ当山方比丘尼山伏」の人数は合四六名であり、その内訳は山伏が二〇名、比丘尼は二六名を数える。また同八年四月廿四日の「新宮山伏比丘尼尼宗門相改書付」によると、惣人数七二名のうち、山伏・比丘尼は三六名であったというから、三年後には一〇名ほど減少していたが、これが当時の実態であった。いずれも従来、問題とされなかった熊野新宮神倉の「寺付(傍点豊島、以下同じ)き」の山伏・比丘尼であったことは注意されねばならない。これは後述するが、諸国から神倉願職を得るために登山して、修行後に願職の許状を得て「願人比丘尼」となり、在地に帰って唱導勧進の権利を行う機能は同じでも、その存在形態が異なるのである。これまでの熊野比丘尼・勧進比丘尼研究史からいえば、諸国に散在する熊野比丘尼は、毎

年一回大晦日に登山して「年籠修行」の慣行のみが指摘されてきたが、その年籠修行の実態内容は今日でも史料的に明らかではない。その意味で、今後は熊野三山や神倉本願寺院の「寺付き」の願職比丘尼と、諸国に散在する願職比丘尼の二形態を史料の上で掌握することから出発しなければならぬだろう。同時に、勧進を請け負う本願寺院が「修験・比丘尼の混在する形で存在した」ことも注意しなければならぬ。それはおそらく諸国に散在した願職山伏・比丘尼のあり方を投影しているものとして、十分に考慮しなければならぬだろう。

さらに本史料から、その内部構成の具体例をうかがってみたい。

一、妙心寺 せいとく年四拾九生国 同弟子光学

三河国かう村四拾四年 年拾五生国新宮

以前二参候

同ちしゅん 年五拾七生国伊勢

山田五拾四以前二

参候

同りやう 年三拾四生国新宮

同せいしゅん 年廿一生国新宮

同ま ん 年十七生国新宮

同りてい 年七才生国新宮

これは何度も述べる神倉本願妙心寺の一例である。当時は本願妙心寺の住職「せいとく」尼と弟子の光学（山伏カ）、およびちしゅん・りやう・せいしゅん・まん・りていの五名の比丘尼集団をふくむ計七名の内部構成であったことがわかる。しかも「せいとく」尼は、当寺の中興第六世の清徳尼であったことが『清徳尼像台座裏墨書銘』(延宝九年、一六八一)から知られる。彼女の出身は「三河国かう村(香字村)」出であり、「四十四年以前ニ参候」とあるから、少なくとも寛永八年(一六三一)以前に、五歳の時神倉本願妙心寺に入寺したことになり、幼年の時に貰われたという伝承は他の弟子比丘尼と同様である。それはまた組織のあり様が、弟子ちしゅん(比丘尼頭カ)を筆頭として「多くの小比丘尼を抱え置」いたと見える近世の文芸作品の記載を裏づけている。さらに一七世紀中ごろの神倉本願の比丘尼集団は、多くが地元の新宮を出自としていたこと、中には弟子ちしゅんのように、伊勢山田を出身とするのは、伊勢からも熊野系の比丘尼が多く入りこんでいたことを傍証するものであろう。前者については、近世前期ごろの風潮として、地元出身の幼少の子女を貰い受け、神蔵本願比丘尼の本寺(家元)や院坊に弟子として入寺させ

る地域性がはたらいていたものと考えられる。また後者も、伊勢神宮の外宮が鎮座する山田は「山田比丘尼」が活動した本拠地のひとつで、その代表が毎年一度は「熊野へ参詣し牛王を受け来る」という慣例があった^②。これなども中世以来、熊野三山と伊勢神宮との関係を有する伝統をふまえないければ、この慣例が理解できない。

つぎに修験兼帯の神倉三カ本願(山伏)についても注意をはらいたい。まず本史料の二番目に記載されている金蔵坊Ⅱ華嚴院の場合、住職は「年五拾四生国新宮」と見える。そして弟子には伊勢山田出身の山伏玉蔵坊のほか、阿波国助当出身で、当時「年五拾四」歳の弟子おりよう(御寮)のしゅちんと、新宮出身でそれぞれ二四歳・一九歳(記載は逆)・一〇歳の三名の願職比丘尼がいた。これが本願華嚴院の構成実態であったが、このような神蔵本願の「寺付き」比丘尼の頭Ⅱ御寮と弟子の比丘尼集団の関係は、おなじ本願宝積院のほか、宝蔵院・泉養院・大正院の三方院にも見いだすことができる。たとえば宝積院の項に、「一、宝積院 年四拾三生国伊勢宇治廿四年以前ニ参候」とあり、同院の住職を記すその下に弟子として「同おりやう(御寮)しゅちん 年三拾生国伊勢松坂拾年以前ニ参候」と見えている。そして弟子の仁蔵(年拾八歳)と拾九

歳のしゅに、拾三歳のやすの二人の「寺付き」願職比丘尼がいた。これらはいずれも地縁で結ばれた山伏と比丘尼の男女構成をなす神倉の勸進集団であったが、今ひとつの本願三学院(坊)の場合は、住職と弟子二名(男女ひとりずつ)しか記載されず、当時、比丘尼頭 \parallel 御寮と比丘尼集団という図式を構成していないので、例外もある。

一七世紀中ごろの神倉本願の内部構成と実態を、願職(願人)比丘尼の本寺妙心寺と修験道兼帯の同三カ本願を中心に見てきたが、いずれも勸進を請け負う本願寺院が存在していたこと、しかも修験と比丘尼集団の関係は、地縁関係を通して師弟関係を結んでいたのが第一の特徴である。それはおそらく諸国に散在した願職比丘尼・山伏のあり方を投影していると考えられる。第一に、神倉本願一〇カ寺・院坊の「寺付き」願職比丘尼集団の出自をトータルすると、紀伊一七人、伊勢五人、三河一人、阿波一人、大和一人となる。年齢は十代未満三人、十代六人、二十代六人、三十代四人、四十代四人、五十代二人、六十代二人である。前者の場合、地元の新宮出身と伊勢との関係が二六名中二二名を数えており、全体の八四・六パーセントを占めていた。その背景には、既述したように当時の風潮として地元

の幼女を貰い受け、弟子として入寺させる傾向があったこと、また後者も、中世以来、熊野三山と伊勢の関係が強かったことを反映しているのであろう。

ともあれ、一七世紀中ごろの神倉一山に存在した本願修験・比丘尼集団の実態がうかがえる本史料は貴重である。しかし、同時代の熊野三山の庵主・本願寺院の内部構造をうかがう史料はまだ見つかっていないので、全体を把握するまでには至っていない。その意味で新史料の発見が待たれている。

三 「神倉願人法度」をめぐる一、二の問題

ところで、すでに第一節で、一七世紀中ごろ以降に熊野願職比丘尼・熊野願職山伏の様相が変容することを指摘した。つまり彼ら比丘尼・山伏が「熊野願職」の権利を得るために、熊野三山や新宮神倉山に登山する慣習がしだいに、おろそかになっていった事実である。そこでこの問題を考える前に、まず近世前期ごろの公儀の政策に注目してみよう。

すでに元和四年(一六一八)正月、公儀は山伏修験が弟子となり、伊勢・熊野の勸進比丘尼を妻とし、弟子を設けて諸方を勸進する所業を曲事としている。具体的には、村

落で農耕勤めを嫌い、武家の勤めを行わない者を指し、諸国を漂泊して、「田舎に行て農業をつとめん事を嫌ひ」、武家の勤めをしないで「物うきまゝ、山伏修験の弟子となり。伊勢愛宕の祭文をよみ習ひ。そのまゝ、諸方をかけめぐり募縁して活計とし」たり、「伊勢。熊野の勸進比丘尼を妻とし。弟子を設けおき諸方に勸進せしめ。その身程なく峯入し先達と号し。金襴の袈裟をかけ院号を称し。みだりに諸人に無礼を行ふ。」²⁴ことを曲事としていた。さらに寛文年間(一六六一―一七三)以降には「宗旨人別帳の制」が導入され、諸国を巡り歩く宗教者、すなわち遊行宗教者の所屬と定着の掌握を目的とする宗教政策が実施されている。前節で述べた同五年の『人御改二付比丘尼山伏一札之事』は、この「宗旨人別帳の制」の一環であったことがわかる。

このような公儀の宗教政策下にあつて、一七世紀中ごろに熊野三山や新宮神倉山を修行の場として登山し、「本願職」の権利を得るこれまでのあり方が崩れつつあつた。たとえば天明六年(一七八六)午二月、本願妙心寺から出された「神蔵願人法度状之事」(五条)には、その第二条に、「一、熊野江不登、我儘申願人者、急度せんさく可仕事」とあり、一八世紀中ごろに神倉山に登山しないで、わがままな行動を行う願人が禁止されている。また同三条にも、

「一、登手形不持者、又者紛もの等、吟味仕、修行させ申間敷候」とあり、本来、神倉願職の許状を得るために「登手形」を持参する慣行がくずれ、「紛もの」といわれるにせ願人の登山が禁止の対象となつている。これなどは熊野三山でも同様ではなかつただろうか。しかも「神倉願人法度状之事」によると、この法度の条項はすでに「寛文年中二申渡有之処」とあるので、少なくとも一七世紀中ごろ以前から神倉願職の修行形態の変容や「紛もの」の比丘尼の存在が確認される。いずれも既述した公儀の吟味・取締りの対象と関係があり、当時の願人比丘尼の変貌ぶりをふまえた本願妙心寺が、神倉願人比丘尼組織の編成・統制の必要上から定めた法度であつた。

ここに「紛もの」というのは、経済的に貧しい比丘尼たちという意である。つまり日々の生活を送るための経済的根拠もなく、しだいに熊野三山や新宮神倉山へ登山する宗教的意義を失なつていつた女性たちである。その結果、熊野三山や新宮神倉の本願組織から離脱しなければならなかつた比丘尼たちの変容ぶりが想定される。それが一八世紀中ごろに、再び神倉願人の法度として条項を加えて出されたのは、公儀権力の熊野支配をふまえて、三山の本願の職掌が否定されていく過程で、比丘尼寺の本寺妙心寺のみが

本願職を固守してその職掌を維持し、勧進活動などによって同寺の経営を保持するために必要な手段であった。

また、この「神蔵願人法度状之事」の記載で留意されるのは、「三州宝飯郡白鳥村」の妙心寺住持である清願尼が、神倉願人として勧進を行う権利(＝願職)を得るために登山している事実である。つまり一八世紀中ごろ前後にも、「紛もの」として法度の対象とされたにせ比丘尼たちが存在する一方で、諸国に散在する願人比丘尼たちの中には、一人ひとりの「継目代替」³³の節に神倉山に登山して、修行後に願職の許可状を得、神倉願人としての「法号」も改める慣例が生きていたのである。これは神倉本願職を維持・発展せんとする本寺の妙心寺側からすれば、本来、あるべき神倉願人比丘尼の姿が、諸国に定着し、生活の「場」である街道筋の村落とその周辺を宗教活動とした願職比丘尼たちによって守られていたといえよう。

一八世紀中ごろ前後に、各地に定着していた神倉本願比丘尼たち、あるいは熊野三山の庵主・本願寺院下の願職比丘尼の存在形態や宗教活動の実態はなお今後の課題であるが、諸国に定着した熊野山伏・熊野比丘尼の報告例はみられる。たとえば佐渡国相川に定住した熊野山伏と熊野比丘尼集団のほか、京都薬師町に定住した熊野比丘尼集団や、

志摩国越賀に住みついた熊野比丘尼の家、あるいは備中国笠加に下った熊野比丘尼の家を尋ねた那智山の御前庵主と、その同伴した熊野山伏に寺を譲って「西国比丘尼の本寺」となった例などである。その詳細については鈴木昭英氏³⁴や萩原龍夫氏³⁵などの研究に譲るが、いずれも熊野三山の本願所の膝下にあった「寺付き」比丘尼・山伏とは別に、「諸国に旅立ちし、回国遊行」を専業として「特定の土地に因縁が深まり」、その結果、「定住を遂げた者たちと考えられる。彼らの中には「代々願職を継ぐ」者たちもおり、そのため熊野三山の本願所と永く関係を保持して、定着した地域で檀那に唱導勧進をおこない、そこで集まった願物・初穂を熊野三山や新宮神倉妙心寺に運ぶ業務を怠らなかつたことが推測される。近世の熊野山伏・熊野比丘尼という場合は、このような地域に定着し活躍している者たちをもふくめて把握しなければならぬ。

四 一八世紀後期ごろの神倉登山と願人儀式

さらに一八世紀後期ごろにも、在地の山伏・比丘尼が神倉願職の許状を目的に登山したことを示す一、二の史料がある。しかも本寺の神倉本願妙心寺では、この願職に纏わる儀式内容もあったことが、既述の「神倉願人法度状之

事」を収めた『願人登山之節取扱之扣』(一冊、寛政八年(一七九六)から知ることが出来る。後者の史料については、萩原龍夫氏も『巫女と仏教史』にふれられているので、あわせて参照することにした。

さて一八世紀後期ごろに、諸国に定着あるいは散在している願人比丘尼・山伏および在俗の女性たちが、神倉願職の更新・獲得を目的に神倉山に登山した例は、天明二年(一七八二)の妙心寺文書^⑤にも見えている。すなわち「熊野新宮願職之事」として、「右如先年所令免許無相違候、於此度登山ニ付改授之者也」とあり、天明二年壬寅歳二月に「三州西之郡勢田村」(現愛知県蒲郡市)の「清水山慈恩寺現住利春坊」が登山して、神倉願職の「改授」が行われている。宛て名の慈恩寺現住の利春坊は比丘尼ではなく、職分は「願兼帯」の山伏である。というのは同時期に、利春坊の弟子である六名の比丘尼が願職を更新していたからである。それを示すもう一つの史料、つまり同年月の『神蔵本願職免許状』(八通で一綴、縦三七・〇、横四八・五センチメートル)には、二通目に記されている「清順」の許状(一通)に、

熊野新宮神蔵願職之事

右如先年所令免許無相違候、猶此度登山ニ付改授之者也

(梵字)

○

熊野新宮神蔵本願

金蔵坊

華嚴院^⑥

(火炎宝珠)

天明式壬寅歳二月

三州西之郡勢田村

清水山慈恩寺弟子 清順

と見えている。このとき神倉願職を「改授」した清順は他の栄順・利養・智圓・光寿・智泉と同様、「清水山慈恩寺現住 利春坊」(『神蔵本願免許状』)の弟子の一人であったことがわかる。これは一八世紀後期ごろにおいても、在地の熊野山伏と熊野比丘尼集団が「師匠と弟子」の関係にあったからで、師匠の熊野山伏が願職を更新すれば、弟子の願人比丘尼もおなじ行動をとったものと考えられる。右の一例から推測すれば、おそらく近世後期の諸地域においても、熊野山伏と熊野比丘尼集団は師匠(や姉方)の責任・管理のもとに、それぞれが行動をしていたのであろう。それは彼らの職掌をあらわす願職の更新や初願職の獲得といった場合にも適用されていたといえよう。その背景には、もちろんこの時期に、三州の街道筋とその周辺などで神倉願人比丘尼・山伏の勧進活動がまだ可能であり、その勧進

に結縁する檀那から願物・初穂などを獲得することが出来たことを前提としなければならない。

また、このとき神倉願職の許状を出したのは、いずれも「熊野新宮神蔵本願金蔵坊華嚴院」であるが、華嚴院は既述したように、公儀権力によって修験道と本願職の区別化がはかられた延宝三年（一六七五）二月以降に、本願職を固辞して修験道に専念した神倉三カ本願の一院である。

しかしその実態は、神倉本願退転後も妙心寺（の時の住職貞岩尼）と一体となって活動していたことになる。そして四年後の天明六年（一七八六）に、神倉願人比丘尼の「掟」ともいべき法度が再び規定されたことは述べた通りである。さらに寛政八年（一七九六）の「登山控」^④によれば、おなじ三州西野郡「白鳥村」の妙心寺住持清順が、同郡勢田村の在俗の女性二名と同州宝飯郡小坂井村の女性が登山して、それぞれ願職を改授あるいは許容されている。とくに前者の清順は、その十年前の天明六年二月に願職の許状を得ていたが、この度の改授で法号を「貞順」と改めていた。その意図は不明ながら、在地の寺院住持後十年目にあたり、神倉願職を継承・維持する目的ではなかっただろうか。

このような神倉願職の免状を授けるために、本寺の神倉

本願妙心寺では「儀式」があった。それが「願職登山之節式」^④（寛政八年二月）に記される内容である。具体的には、願人の到着時や滞留時の食事内容からはじまり、願人の免許を遣わす早朝時は、朝食が一汁五菜（第一条）。免許を授けるときは、まず住持が二畳畳に坐し、上下を着た者三人（代官役、免状を運ぶ役、杓取り役）が坐し、免状取扱の口上後、免状を三宝にのせて住持の前へ置き、杓取り役が住持と願人に盃事をさせる。それを「懸ながし」といった（第二条）。その後「袈裟譲り」をして、免状と一緒に三宝にのせて遣わすことが儀式として行われた（第三条）。その際「勸物」の大小、つまり願人の側から出す納金の額により待遇を異にすることも行われた（第四条）。そこに近世後期における本寺妙心寺の経済的困窮ぶりを読みとることが出来る。そして最後に、改授を目的とした願人や新規の願人は免状と輪袈裟を授けられるが（第五条）、これが神倉願人比丘尼・山伏を証明するものであったことは留意される。こうして新たに神倉願人比丘尼・山伏が誕生するが、帰国後、彼らはすでに述べた「神倉願人法度」をどこまで忠実に守り、在地の村落社会で勸化唱導・配札などの宗教的・経済的活動を行ったのかを検討することが、課題の一つとして残されている。

おわりに

以上検討してきたように、近世初期以来、神倉本願妙心寺の支配寺である新宮庵主（梅本家）をふくむ熊野三山の庵主・本願寺院（九カ寺院）は、宮社修復の権利をふくむ一山の職務に纏わる問題について社家と度重なる訴訟を起し、公儀（や紀州藩）の裁許によってしだいに熊野支配がなされていく。その過程で三山の庵主・本願寺院の「願職」の権利は社家側に移行し、本願側の職掌はしだいに衰退・変質していくのである。しかし新宮の神倉本願妙心寺は比丘尼寺であるため、神倉願職を固守して、幕末まで和歌山藩領下や新宮とその周辺を中心に勧進活動を行っている^①。それは公儀や紀州藩に勧進を願い出、許可をうける近世的な勧進形態であるが、こうした勧進活動は、村落社会を生活と宗教活動の「場」とした近世中・後期の熊野願職山伏・比丘尼集団にとっても可能であり、勧進に結縁する人びとから願物・初穂を得ることができたのである。そのためこの時期にも、在地社会で活躍する願人比丘尼（や在俗の女性たち）・山伏から神倉願職の「改授」（や授与）が求められ、「自分継目代替」のときなどに神倉登山して、本寺妙心寺から神倉願職の免許が授与された。それは熊野

三山の庵主・本願寺院の職掌が社家に奪われていく中で、本願妙心寺の代々の住持尼が旧例同様、神倉願職の職掌を固守して、神倉一山や同寺の経営の維持を目的とする強い働きかけがあったと考えられる。

近世の神倉願職（願人）山伏・比丘尼の実相をこのように把握すると、熊野比丘尼の問題も、同時期の文芸作品に見える漂泊の歌比丘尼や遊女化した比丘尼のみを取りあげ検討することは許されないだろう。むしろ今後は、熊野三山や新宮神倉の「寺付き」山伏・比丘尼をふくむ、願職山伏・比丘尼集団の地域社会での存在形態と、勧進や牛玉札・大黒天札などの配札活動の具体相を明らかにせねばならない。この一例からも、近世熊野三山の庵主・本願寺院の研究は残された課題が多いのである。

註

- ① 拙稿「熊野新宮本願の発祥と消長」『印度学仏教学研究』二二―一、一九七四年、のち拙著『熊野信仰と修験道』に補正再録、名著出版、一九九〇年。なお「神倉本願妙心寺文書目録」については、『那智叢書』第二十二巻「熊野比丘尼妙心寺」（熊野那智大社、一九七四年）註④参照。
- ② 拙稿「紀州田辺における熊野本願について―とくに松雲院文書を中心に―」『印度学仏教学研究』二四―二、一九七五

年、同「中世末期における熊野那智本願について―青岸渡寺文書を中心に―」『大谷学報』五七―四、一九七八年、いずれも「熊野信仰と修験道」に補正再録、同「熊野比丘尼」

『熊野市史』上、一九八三年。

- ③ 鈴木昭英「修験道当山方別派三派について―その一 熊野方」『山岳修験』一四、一九九四年。山本殖生「熊野新宮の修験組織と活動―近世本願の動向を中心に―」『宗教民俗学研究』四、一九九四年、同「熊野比丘尼の配札」『山岳修験』二三、一九九九年、同「熊野本願聖の巡歴―中世末期の断片的足跡から―」『巡礼論集』二〇〇〇年。根井浄「熊野那智山の「本願」寺院」『宗教研究』六九―四、一九九六年、同「熊野三山の本願と比丘尼たち」『説話―異界としての山』翰林書房、一九九七年。その他萩原龍夫「巫女と仏教史―熊野比丘尼の使命と展開―」吉川弘文館、一九八三年。吉井敏幸「近世初期―山寺院の寺僧集団」『日本史研究』二六六、一九八四年。菊池武「熊野比丘尼考―その組織形態の一考察―」『宗教研究』五七―四、一九八四年。林雅彦「熊野比丘尼と絵解き」『仏教民俗学大系』2「聖と民衆」、名著出版、一九八六年。西山克「比丘尼たちの行方」同著「聖地の創造力―参詣曼荼羅を読む―」法蔵館、一九九八年など。
- ④ 延宝五年（一六七七）閏十二月三日付「那智山和談証文寫」第二条「熊野那智大社文書」四、「米良文書四」一一六四号文書。
- ⑤ 享保二十年（一七三五）閏三月付「本願中出入證跡之寫」

(一)、那智山青岸渡寺文書。

- ⑥ 延享元年（一七四四）甲子年四月付「寺社奉行衆社法申渡し状」『熊野那智大社文書』五、「米良文書補遺」一六号文書。
- ⑦ 『日本古典全集』所収、一九三二年。
- ⑧ 「熊野観心十界曼荼羅」や「熊野那智参詣曼荼羅」の諸本と絵解きなどの問題についての研究は、大坂市立博物館編「社参詣曼荼羅」一九八七年が早い。近年のものとしては下坂守「参詣曼荼羅」『日本の美術』三三―至文堂、一九九三年。山本殖生「那智山古絵図の世界―那智参詣曼荼羅の読図に向けて―」『熊野歴史研究』三、一九九六年。西山克「聖地の想像力―参詣曼荼羅を読む―」法蔵館、一九九八年。その他。
- ⑨ 註②、豊島修「熊野信仰と修験道」。
- ⑩ 註③、根井浄「熊野三山の本願と比丘尼たち」『説話―異界としての山』、翰林書房、一九九七年。
- ⑪ 正徳五年（一七一五）『後證一札之事』（新宮庵主梅本家文書）の第一条に、「一、新宮庵主今於江戸ニ願職之目代被下候節者、御府内者不及申、何国何方ニ而茂熊野願職比丘尼等大姉号并山伏号等願出候節者、新宮寺号ニ而御免許状願出可被成候、(後略)」とある。
- ⑫ 註①、『後證一札之事』の第三条に、「登山年功之比丘尼山伏、熊野先達号并装束之儀者、新宮庵主を限り、他山不成免許之事承知仕候、既ニ貞享年中新宮今那智山寺付比丘尼山伏江免許之古例茂候得者、如先規無差別、是又御作略之管之事」とあるのは、少なくとも近世初期以来、新宮庵主の熊野

- 三山本願中における優位性を物語っているといえよう。
- ⑬ 註③、鈴木昭英「修験道当山方別派三派について―その一 熊野方」『山岳修験』14、一九九四年、参照。
- ⑭ 『熊野那智大社文書』四、「米良文書四」、一六三号文書。筆者はすでに『熊野信仰と修験道』（註①、八二頁）において、延宝三年（一六七五）の「寺社奉行熊野三山本願所住職定書写」を契機として、熊野三山がしだいに神造化していくこと、同時に、公儀権力のこの「定書」により、比丘尼寺である本願妙心寺は神倉願職を固守し、同役の金藏坊・三学院・宝積院の三カ本願が修験道を守って神倉願職を退転したことを指摘したことがある。
- ⑯ 新宮庵主梅本家文書、同「定書」の第一条に、「一、元禄九年年先奉行裁断之通、弥混乱無之様隻方可致支配、願兼帯之山伏茂修験ニ付候義者、鳳閣寺指揮之願ニ付候儀者本願目代可取計之事」とあり、近世の社家と本願の訴訟史料の一つである元禄九年（一六九六）七月付、「熊野願職支配并牛王之儀吟味之上双方江申渡之覚」の定書をそのまま確認した内容である。註⑬、鈴木昭英論文参照。
- ⑰ 新宮本願梅本家文書。註③、山本殖生「熊野新宮の修験組織と活動―近世本願の動向を中心に―」一頁―四頁、参照。註⑬、鈴木昭英前掲論文。註⑰、山本殖生前掲論文参照。
- ⑱ 新宮庵主梅本家文書。註⑰、鈴木昭英前掲論文参照。
- ⑳ 新宮神倉本願妙心寺文書、元和八年（一六二二）の『妙心寺由来』に「曼陀羅堂一字、本願者三学院、橋ノ本願者宝積院」とあり、のこる華嚴院（金藏坊）は「道ノ本願」であった（註②、豊島修『熊野信仰と修験道』七七頁）。
- ㉑ 新宮神倉本願妙心寺文書、元和八年の『妙心寺由来』。
- ㉒ 註⑰、山本殖生前掲論文、註⑩、根井浄前掲論文、参照。
- ㉓ 熊野三山協議会・みくまの総合資料館研究会編『熊野年代記』（影印本）、同『熊野年代記』（一、二合冊、那智大社蔵本）による。
- ㉔ たとえば曾根ひろみ「近世の熊野比丘尼―勧進と売色―」『女性史学』七、一九九五年。また萩原龍夫氏は『巫女と仏教史―熊野比丘尼の使命と展開―』一五頁註③において、庵道巖氏が紹介した近世中期ごろの成立という「比丘尼縁起」を分析し、比丘尼は「那智へは年籠り（越中の参籠）を守るべきもの」という内容を述べている。しかし、こうした那智山の年籠修行の実態や、神倉願職の「改授」や「自分継日代替」に願職の免許授与の問題との関係などについては、また今後の課題であるといえよう。
- ㉕ この「清徳尼像」（像高一八・五センチメートル、新宮神倉本願妙心寺蔵）の台座裏銘には、「□寺中興六世清徳信尼君／参州白鳥郡香字ノ郷ノ人也／先師智算老尼之遺弟而／當寺住職五年、五十二才而終焉／今延宝辛酉年六月十二日為／追孝剋彫此後供養万年更不／断絶是予願而已
- 後智算尼欽白」
- とある。註⑩、根井浄前掲論文、七七頁、参照。
- ㉖ 仮名草子『都風俗鑑』に「功齢へては御寮と号す。山伏を

男にして、多くの小比丘尼を抱え置き」と見えている。註⑩、根井浄前掲論文。

⑳ 伊勢神宮の外宮に位置する山田は、中世後期に熊野系の比丘尼が多数入り込んでいたといわれる。『訂正増補正統神都百物語』には「山田比丘尼」の様相として、「(前略)岡本町と岩淵町松木とに親比丘尼が本陣を構へ、貧民の子女を貰ひ受けて之を養育し、受持区域を定め、子比丘尼を引率して米麦の喜捨を乞ひ、毎年一度代表として熊野山へ参詣し牛玉を受け来る。之を年籠の浄業と称していた。(後略)」という伝承が記されている(註③、萩原龍夫「巫女と仏教史」二六九頁～二七〇頁、参照)のは貴重である。また同書には、戦国期にこの比丘尼たちの中から慶光院比丘尼(伊勢上人)を出すに至ったことを説いているが、慶光院比丘尼清順(三代)などの功績については、小島頌作「慶光院清順・周養の事蹟」と慶光院文書の歴史的意義」宮地直一博士三十年記念論文集「神道史の研究」所収)。

㉑ 註⑩、根井浄前傾論文参照。

㉒ 『台徳院殿実記』卷四八、元和四年正月二十日条。

㉓ 新宮神倉本願妙心寺文書、拙稿「熊野新宮の神倉願人資料」『尋源』二二八、一九七八年。

㉔ 公儀権力の熊野支配については、熊野三山の社家と本願の「訴訟史料」として早い延宝三年乙卯二月九日付「寺社奉行熊野三山本願所住職定書写」(熊野本願所九ヶ寺宛)において、願職と修験道の区別化がはかられ(註⑬)、さらに延享

元甲子年四月の「寺社奉行衆社法申渡し状」(紀州那智山社家一蔵・社家・本願宛、『熊野那智大社文書』所収)などにも、享保二十一年以降、公儀の寄附金で熊野三山の修補を加える旨が申し渡されるなど、近世初期以来、三山の訴訟を媒介とした公儀権力の介入・支配の過程を把握することができ。註⑮参照。

㉕ たえば「神蔵願人法度状之事」(天明六年二月)の奥書年号のあとに、

(免許状欠カ)

三州宝飯郡白鳥村

妙心寺清順

と見えている。

㉖ 年未詳(文政十年ごろカ)の「熊野三山社家願書」(『熊野那智大社文書』四)に、「(上略)殊二者那智山御用牛玉取扱仕候付、那智本願江自分継目代替之節、登山いたし免除を請、同社中役方へも罷出、継目之望可致管先例ニ御座候處、(後略)」とあり、一九世紀初期ごろの那智山にも「御用牛玉」(公儀に差し上げる牛玉宝印の祈禱札)を取り扱うために、自分の「継目代替」に那智山へ登山し、願職の免許状を受ける慣例があった一例である。なお、熊野願職と牛玉札の儀については、すでに元禄八年(一六九五)三月、伊勢世義寺先達あての醍醐三宝院門跡の執達状があり、翌九年七月には、公儀も吉蔵院と熊野本願中の双方へ「掟書」を申し渡しして

るのが史料的に早い(註⑬、鈴木昭英前掲論文参照)。

③④ 鈴木昭英「熊野信仰と美術」『仏教芸術』八一、一九七一年、同「金峰・熊野の霊山曼荼羅」『修験道の美術・芸能・文学』Ⅱ、名著出版、一九八一年。

③⑤ 註③、萩原龍夫「巫女と仏教史―熊野比丘尼の使命と展開―」第二章、三章参照。

③⑥ 註③⑦。註①『那智叢書』第二十二卷「熊野比丘尼 妙心寺」十三頁―十四頁、参照。

③⑦ 熊野新宮神倉本願妙心寺文書。註③、萩原龍夫前掲著書二二頁。

③⑧ 熊野新宮神倉本願妙心寺文書。

③⑨ 一、三州西野郡白鳥村妙心寺住住

清順事貞順と改ル

一、同郡勢田村おふき事貞保と改ル

一、同郡勢田村おしめ事貞応と改ル

一、参集宝飯郡小坂井村

おかね事貞算と改ル

右四人、寛政八丙辰二月十五日許容相済候(註③⑩)

④⑩ 註③⑩。註③、萩原龍夫前掲著書。

④⑪ 近世中・後期神倉本願妙心寺の地域における勧進のあり様―とその史料については、拙稿「熊野新宮神倉本願妙心寺・引地家文書」『解題』、熊野三山協議会編『熊野本願文書』所収、清文堂、近刊に報告している。

(本学教授 国史学)